大明律例譯義

四

6035
14-5

門 ワ保4
號 6038
卷 14－5

大明律例譯義卷之四目錄

戶律

戶役

脫漏戶口
人戶以籍為定
私叛菴院及私度僧道
立嫡子違法
收留迷失子女
賦役不均
丁夫差遣不平
隱蔽差役
禁革主保里長
逃避差役

點差獄卒
私役部民夫匠
別籍異財
卑幼私擅用財
收養孤老

田宅

欺隱田糧
檢踏災傷田糧
功臣田土
盜賣田宅
任所置買田宅
典買田宅
盜耕種官民田
荒蕪田地
棄毀器物稼穡等
擅食田園瓜果
私借官車船

婚姻

男女婚姻
典雇妻女
妻妾失序
逐婚嫁女
居喪嫁娶
父母囚禁嫁娶
同姓為婚
尊卑為婚

要親屬妻妾

大明律例譯義卷之四

戶律

天下の家數人數婚姻田地差事の事は市町村の事は戶部の掌る所也律は戶部の名を云ふ

戶役

戶は門戶也門戶を立てゝ住人あり人口とは男女共に云ふ

脫漏戶口

黃冊とは天下の家數人數をのせ十年に一度つくる所にて家一間人一人にても漏れ脫ぬ様にとの事なり家數人數なくてはならぬ事なり脫漏は帳

軍人民人諸職人醫者卜者僧人等の差なき家一間帳に附すべし帳に附すとは家數人數を書付る事なり年貢代米差役を勤し面代若は田地もち丈丈を勤しなき分は杖一百若田地もち丈丈を勤しなき分は杖八十いつれも家長に罪を重しなく他の家族帳に加へ也先祖代

所付なるなり、
他人の別に家を立て居る者共から、我が家と一所
に住まさるかゝる人別帳を取り又は他人の家を
我が家に住しめ一所家と成し公儀の帳面に
付る其家なるに年貢夫役なるは皆の者共一百年貢
夫役なるなり家なるは八十外に分内世帯立て家
なる別に小屋掛る親類を引て居て古付通りにして惣の
さるに寄せ二軒世帯減し一年貢夫役なる者は枝
八十年貢夫役なるに枝六十かゝる者を同断に他
人なる賦役なるは枝一百なるに枝八十親類賦役
なるは枝八十なるに枝六十の罪に行なはるゝ
別に家建させ人別を分つるは世帯夫役共に
同姓の親類伯叔甥姪の類中より別家を居る一家に
住者を居別の事也、
若其家主に公儀の役所より
勤る者に一家人別に付
とゝ有り一家に
移る人数の
人別帳に
成て
夫役を勤る
しの帳に附させ又は帳面の
者の中に
所付
人別帳に
者も
人数に
枝一百

小子何ぞ若十六家より汲下の者をかくせし二人二人
ゟ不苦之人ゟ又人造ハ若四十又人ゟに一等をかへて
杖七十より何ぞ汲下ゟ若をハ人別帳ゟ出のせく汲を
はしらえさすゟ行ゟ
他人の家より雇人ゟ多くかゟ亡て汲方
小くに人ゟ帳よりのこされゟにゟ右同罪ゟ汲
かゟもこゟる人ゟ同断ゟ罪ゟ汲ひ家ゟ出しこと
被方ゟ人ゟ他ゟのせ亡く汲ゟ絶ゟ汲也
元里長ハ一里の長百姓ゟ内ゟ民出
指ゟ出ゟて亡細ゟ吟味ゟ罪ゟ出ゟ
支配下に指出ゟ出ゟ家ゟ出ゟ里長
ゟ罪ゟ一間ゟ又間ゟハ里長の罪若四十毎又間
一等ゟ加へく其罪杖一百ゟ出ゟ人数ゟのせゟ

ゟ出ゟ一人ゟ十人ゟに一等ゟ
加へく若又十に出ゟ亡ゟ百ゟ出ゟ長官并に首領
官支配下の指出ゟ出ゟ長官ゟ百ゟ出ゟ家十百ゟ出ゟは若四十
十間ゟに一等ゟ加へくゟ社ゟくゟ杖八十にゟ出ゟ
人数ゟのせゟ出ゟ十人ゟに一等
加へく罪若四十小心ゟ出ゟ
同罪ゟ汲ゟ若駄ゟ出ゟ杖ゟ
ゟ方ゟ市ゟ出ゟハ他の物ゟ出ゟて
訴の長官并に首領官ゟ出ゟ
物ゟ出ゟ又里長ゟ出ゟ金ゟ細ゟ吟味ゟ
ゟ付里長ゟ出ゟ
ゟけて亡相違ゟ出ゟ合の論文ゟ取亡ゟ
ゟゟ出ゟ出ゟ出ゟ出ゟ吟味ゟ

上より右の通りとなすべしとの儀里長より郡役所へ申出ること

人戸以籍為定

人家何とかなりとても人別帳ハ之の世の為に定めらるべきの事とは申せども

軍人の家農民の家官吏僧侶馬人医者の家と醫者
卜者大工乗人一切法師人の家ハ人別帳ハ乃世
無之故定式之通り吏員にハ役料ハ無之世
役方より家代役方にて絶くなる時ハ農民いつれにて軍人なるべし
師さ方ハ役ハ無之故ハ
ハ人別帳ハ
免ぜらるべし又ハ人別の帳面を混雑せざる者ハ七回
より杖八十の罪に処す

若前の人業成り御所乃軍人なるべしと民の役
なるべしと申出又軍人の役なるべしと申出ハ杖一百を御
家に軍卒に出る也右ハ役方に
つとめさるべし

條例

一軍人の家ハ子孫代々軍人なるべし
なる人死亡いたす者ハ家の子孫代々にて軍人
なるべし役方より孫代ハ軍役をおそれて
別に家を立て人別帳あるべし別家のごとく
又ハ外の府州縣へ入婚なるべし其度ハ人別へ入
軍役方へ申出ること
より帳面へ
とのいよ申出
官吏等に里長より金銀代遣して世者ハ男子ハ

なくなりぬるとて歎しあへりしかばうちもたえて過
事すぐしにあのこうちもたえたるいつもと涙を吟味し
給めくなんら烟瘴地の人なり（烟瘴は毒気の山野
里書人等は附近の衛不良遠しこの軍卒これ下官
吏は右図第小吟味して物とらしは受財枉法しるの
律ふりくに罪よ行はるべしとなるとなるとなる法のよう
この杖八十ばかりとなるべし
一度この軍衛所英に護衛図新土部と守備衛図
新土府に附属の者英に
守図の事と常る役所へ所役後の軍官英より軍人又ら合
服輝官の又ら拉捕の家古は新ら者民の田地税賞
て不拘しあるは百姓図およ年貢ばもいとさ役を
と勧めさしあるくこうちと明くこの里長のはよ
なりの事とはいつもとと味しさてその思元俗へ

こうくらくあるし

私叔菴院及私度僧道

院は寺院なり度は出家する者なり僧道は長ら所の菴院
ら云俗へ私はいはゆる建立する者なり僧道は長ら所の菴院
と何ぞ私は叔とは僧道は長ら所の菴院
年よ一度は府に四十人ばかりに八二十人ばかり出家よりもらはれ
十人ばかり出家よりもらはれ元礼部ら示しに奏聞し
勅許を受くるもの家にて拉捕しくの寺よ
と共者の名を出付法図ら僧図ら出家よ
者の名代地よ付法文と居侍僧図へ
へ達し礼部して味し僧図ら道ら者ら度牒を
あるくは地図ら出家図ら出家よりもらはれ役図へ
度僧道しし私

凡寺観観は道士の居ら所菴院ら類ら以今まで立ら無ら者
別ら外図不ら私ら建立ら無ら者は不許者相資
く者は杖一百して還俗ら出家道士ら出家ら
一遣しこの軍卒ら行し屋僧女冠女道士ら僧ら
ふるものくれしこの建立多ら菴院ら悪く破

命じ、此地に公役にしたがはせ、
僧道士となる者に公役に同じく度牒なくして
同不なく自分に出家道士となる者は杖八十若家長
のもとをさまたげたる時は家長に罪に行ふ也、寺観の住持法と
さりとは師匠なり、私に僧となし、又は道士となす者
も右同断に罪に行ひ、いつれも還俗させる也、

條例

一 元僧道士に僧（と不）同法度なく妻子を養ふ事
有度くもつて度牒なしに民間家一百の内に
渡く男子三人もとめさせ内家道士となし、又は
十六歳より以上の者を私に出家させ若は師匠と弟子
と俗より杖號なり年一箇月内に家出入もとめさせ其
者の公にもせず、又は僧道の不為に成ぬ味して出者

と罪に行ふ也、南京北京にも僧禄寺道禄寺分ある
ゆ僧綱道綱に公役官に又寺観の住持の事
に成もつて、歩もて、奉て今味せる者は若職をや
はり役せし、

一 出家道士の新罪に犯し、面に入れける者に公役より
度牒を渡すべき出家にもなる方にくもとも僧道
の道にもさはくべし、若還俗させ命令若は出家
出家の人別の上に在家道に走行に行ふ所の
道に役を俗させ者は上に、けれども今は住せ寺観庵
院又は外の寺観に出家にかくもし若は僧道にもに杖
號をもつて年一箇月して前ソ以外に還俗せし僧
道官僚にも寺の住持にも成知に行ふ者は徒役
せさせる者はいつれにも不意の俗にもなる罪に行ふ

一此方の人数家して西域の数と半分に当て軍
人民人の区別なく罪科吟味して原（ヒト）に帰し
遣し走使とさせる也若漢人つくりて書人（天竺の人）
まるとせは是に衛不（ゑ）遣して軍卒に加る也

立嫡（テキ）の子の違法

嫡妻の中し不の子嫡子に成る法
ニし宮ゝ家ゝ家とう者徒ちゝ嫡子に成る法
ゝ嫡子なりしは嫡子に成る法
ゝ嫡子なりしは腸腹の内成人しゝ子なるとて惣
領とゝ〳〵仕る法さて古の事に世ちる者
ら枝一百嫡妻妾妻の若女十のちなりまゝ子なる
まは腸腹子は内ゝ年ゝ年ゝ年
ゝ子なるとて兄弟ゝ分の子と立て者と又同罪よ
仕る也嫡妻女十のちなりまは月水出
月水出なりまは月水出

若子なり仕る者ゝ同宗に子なるとゝ我高祖父曾祖父祖父ゝ養
子ゝ子なる者ゝ父の方ゝ父の方ゝ養子なり仕る者ゝ養
父祖母ゝ家ゝ家とゝ者は枝一百者父の家〳〵ゝ
出妻父実方の父母ゝは養子に成る者ゝ
子ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ養父母ゝ〳〵ゝ養父
方ゝ実父母ゝ方ゝ子なる者ゝ子なる者ゝ
内方ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ
若異性の子なる者ゝ我ゝ性の子
ゝ養子（アトヅキ）徒ゝ仕ゝ我ゝ性の嗣
子ゝ我ゝ嗣見ゝ者ゝ枝六十
嗣ゝ者ゝ異性の人ゝ子なる者ゝ徒
若人のゝ子ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ

けまもらるゝよし、男性といへども、指し置て妻ひ、親の姓を
やはらのハ、ゆるさるゝともとも、嗣とハせざるべし、
若家貧窮嗣しなしめ、妻ひ、親たるもの、男性といへども、或ハ親方なれ、親類をみさし、当年の
浮世ゆゑ、親ハ、相当ゝ、若ハ上と同断
小罪よりなるものハ、本家ふかゝ、別に所を設く、
を徒に、根絶の人、家を、従兄弟なれて、浅者の嗣
たるもの、当年
若庶人の家、所姓、百姓、奴婢とおくこと、ゆるさる、奴婢
番代の、若金銀、とも、平人の子、買て、奴婢
とし、ゆるす者、杖一百、奴婢、ゆるす、
平人、とする、

條例

一、独身、ゆるす、他人の子、養子、嗣、
大明律、大明令、倣、別、姓分、
ある者、養父の親、入、
若、孫、子、別、
富、人、ゆる、或、質、独の者、
次、親、親、同、当年の沿革、
海、海、ゆる、
う、養、養、
男性、女婚の、養父の親、入、
家、方、父母、同、
やうに、仕、
家財、
大明令の通、
若、養

父親貧よりたりて家財田地売うりたりしよりする事
をいまだ書に載らざる所なりこれ年月の
なすべきなり

收留迷失子女

迷失子ハ他人の男子女子を世話をなす人家
不代遺棄の子をいう四歳以上を迷失の子と云
子ハ乞食へ引渡ス捨子ハ棄てられ
私ニ育てられ

人の子をもて家代おくべき帰り来れ
ある者ハ早速手不の役所へ届ひ
面代を以ていつわり代を変ずる不可金銀代ハ人ま
賣ることもあり奴婢とおもう者ハ杖一百徒三年ハ又先
の妻妾子孫たりとすれ若ハ杖九十徒二年ハ若奴婢の
内ハ他人代賣者ハ他人代賣ものの人代賣ハ罪一等を
減ず賣ものハ若ハ不申親ハ部ハ部ハ

ものの代賣ハ
若又親の名義又ハ夫代方代りの者ハ
小賣渡して奴婢とおもハ杖九十徒二年ハ先
賣渡して奴子ハ妻妾ハ男子ハ子孫ハ
者ハ杖八十徒二年ハ代居ハ奴婢代ハ賣者ハ
他人の人代賣ハ一等減ず奴婢とすれハ杖八十
徒二年妻妾子孫ハ一等減ず奴婢とすれハ杖八十
ある者ハ代の子代居ハ杖七十徒一年ハ妻妾
子女ハ賣者ハ杖九十徒二年ハ
杖八十徒二年ハ妻妾ハ若ハ杖八十徒二年の
ハ杖七十徒一年ハ近ける奴婢ハ賣
て奴婢ハ杖八十徒二年の
者ハ杖六十徒一年の罪也若代居ハ代罪ハ

[illegible]方小後ニ罪代論ニ成
若自分代家ノ財産ヲ或ハ奴婢ニシ又ハ妻妾子孫
ヲ[illegible]若ハ去同[illegible]ノ罪ノ[illegible]ハ皆代ニ
[illegible]ノ官司ヘ出テ先ヘ返ス事ヲ[illegible]
ハ杖八十

若右代者買者又ハ中ヨリ[illegible]所質法合共ノ分
代ニ[illegible]ハ他人ノ罪一等ヲ減シ[illegible]罪ノ[illegible]
[illegible]ノ金銀ヲ[illegible]ハ[illegible]
分ヲ知ラシ[illegible]罪ノ[illegible]ヲ[illegible]価代ヲ及シテ出シ
[illegible]ノ人ヨリ[illegible]
若違失シ又ハ[illegible]ノ子ヲ[illegible]
[illegible]代ノ奴婢ヲ[illegible]奴婢ヲ[illegible]
[illegible]若ハ杖一百徒三年代ノ妻妾子孫ヲ[illegible]

奴婢代ノ[illegible]ノ[illegible]ハ妻妾子孫ヲ[illegible]
者ヲ[illegible]ニ杖一百代ヲ[illegible]又ハ妻妾子孫ヲ[illegible]
[illegible]ノ奴婢代ノ子女奴婢
[illegible]

賦役不均

賦ハ年貢ナリ役ハ夫役ナリ役人払ヲ[illegible]年貢ヲ[illegible]
[illegible]

凡有司知府知州知縣等ノ職年貢代ヲ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ノ人別帳ノ内ノ[illegible]ヲ考ヘ[illegible]ハ富テ人
多ク田地多クシテ[illegible]人ハ少ク田地ハ[illegible]
少クシテ[illegible]ヲ考ヘ[illegible]年貢ヲ[illegible]
勘ヘ[illegible]ヲ考ヘ[illegible]ノ好百姓ヲ[illegible]
シ貧ナル者代ハ[illegible]ヲ[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]法ノ害ハ[illegible]

行旅ヲ津ヲ渡シ又ハ年貢米多ク出シ難ク成ル
百姓ヲ救ヒ或ハ飢ヲ救フ有司ノ上ヲ為ル者ノ
如キ細民ノ困窮ヲ見テ其ノ為ニ其ノ所ノ上
ヲ以テ上ニ達スル者ヲ以テ今味ノ上
其事小ナリトモ必ズ人ヲ以テ一百ノ罪ニ当ル者ト
ス又其事ヲ反ノ如クニ為ル者ハ又杖八十
有司猶ホ之ヲ賞ス古ノ道ニ於ケルガ如ク百姓ヲ
撫シ貧困ヲ救ハバ又ハ有司ノ職ヲ失テ百姓ノ
困窮ヲ救ハザル者ハ其ノ職ヲ失ヒ杖
一百又八十ノ罪ニ当ル者ハ杖八十ノ罪ニ方ル者ト
為ル也

布按二司布政司按察司也分巡分守官分道也直隷南京北京
之ヲ巡按御史分道分級也古ハ設ケザルモノ知府知州知縣

乃掌印の正官一級不の印判と掌る者なり惜よ編立て
おくさるる田地の三百戸口は数年毎年の額に過ぎざる
ものなり故に私なる毎年の額に過ぎざる合
夫役を定めるは毎年に定毎年行旅
使家教人別田地の三限を定めるなり
こそもたらす家その若干の人を以て
立て給ひ家を相分る組計の組を始めて
事ハせるなり定額なる人数ハ戸口
の増減者毎年逃亡する者を除ク
て拾壱人ハ役ヲ為ス者ハ銀を以て
額の外に差役を為ス事わ
事ハ必ず相当の若干巡按拾人月分役ヲ
を限り計明して罪を百叅閑し役ヲ行ハ者

[illegible]

[illegible]

[illegible]

凡豪民（田地を多く持て威勢を振ふ民を云）子孫弟姪官人
の家に居し供奉する者を召しつれ或は人数を
行ふる儀を信しおほいなる者は家長杖一百
徒一年に入て居し罪を犯人と
同罪に行ふ故に財産を傾けて古く過ぎたる者は
を除て枉法の職を行ふ為に為し軍卒よりも
功臣（大功臣）八議に入る者）右の豪民の子孫弟姪
に入て官を望ひ官人と豪民の子孫弟姪とを
罪をゆるして犯罪を赦免に付て初め一度に
乃体裏を堅く拘へ置て所犯二度目に一年
徒の罪に及ぶ罪を論じ杖一百
世に初め一度の犯に家長杖一百子孫弟姪を

軍に充る也

禁革主保里長

保は郷会を云一郷を支配する云ふ主保と
里長は前に出しなる者を云ふ
姓名は自らよりて右の
数の者を禁止して
多く民百姓の苦ましむる事十人を一組として
組頭を人を立て甲首と百間の間に甲首十
人あるを問ふ事を配する者一人
を成里長を云甲首は毎年論事を役
共里長に成て年貢米口銭等を催し毎年
行事を行ふ云事なれども犯人を論ずに
も公事を沽する事なれども犯人を役に設ける事
事也役に成る者は主保小里長保長主首等の
名称なり小里長は甲長の次と云ふ保長は一保の長者
主首は甲首の支配を云ふ毎年

貢ス事ホニ8ハ[illegible]し坊ヒなる行ク事ヲたらみたこと
民ヲ驚動さすル者あ[illegible]ハ杖一百千里の外[illegible]
て遠方ら半をたち[illegible]民坊ちぐすふらりて行ク者
九ヒたり[illegible]古の道ヲ名ケ[illegible]ハけうを[illegible]
恣の杖罪をうて杖八十の刑ヨ行ふ[illegible]
一里(ヒトサト)乃内ヨ老人とし[illegible]を人ハ一鄉
け内ヨ[illegible]し年[illegible]ら德ヲ[illegible]人七[illegible]ヲ為仰
[illegible]る人の内ヨ[illegible]して老人[illegible]吏卒
の役儀ヲ[illegible]閑(ヒマ)[illegible]又ハ一度罪犯ヲ犯し
[illegible]人ヲ[illegible]人ヨ[illegible]相賞[illegible]
杖六十吏ヲ[illegible]官吏ハ笞四十

逃避(ニ)差役(ヲ)

在所ヲ逃て役ヲ
逃ル事ヲ[illegible]

凡百姓吏役の行ふ事ヲ[illegible]ヲ[illegible]隣境の別郷へ
逃て役ヲ勤めぬ者ハ杖一百の罪ヨ行ひて牛(モト)耕
し[illegible]おいて[illegible]役[illegible]ヲ勤ムヲ[illegible]
所の里長等ヨ加[illegible]の役人坊(ボウ)と坊の道ヲ[illegible]
[illegible]して[illegible]又鄰坊の國ヲ人ヲ者ヲ[illegible]
家ヨ指ヲて役所の[illegible]ル者罪ヨ行ふ[illegible]
里長ヲ[illegible]ハ[illegible]又ハ[illegible]者の[illegible]
吏の役人近所ヨ[illegible]役ヲ[illegible]遣し其
者ヲ[illegible]事ヲ[illegible]又[illegible]役の道ヲ[illegible]
先の役人[illegible]
杖六十吏ヲ[illegible]洪武七年十月ヨ[illegible]律の[illegible]
[illegible]役ヲ[illegible]坊の所ヨ[illegible]人別帳ヲ[illegible]
役ヲ[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]

[illegible]法其外[illegible]迄[illegible]者[illegible]律の[illegible]より罪
[illegible]

若下吏雑匠（下吏ハ吏よりして役所より[illegible]若雑匠ハ種々の細工人なり[illegible]）
[illegible]類[illegible]不[illegible]より役[illegible]昔[illegible]工部より付[illegible]
大工細工人教法[illegible]より附[illegible]来人[illegible]多し醫者ト[illegible]者の類
[illegible]ハ流罪[illegible]者[illegible]古底[illegible]者迄[illegible]ハ一日
役をつとめハ笞一十無日一等[illegible]加へ[illegible]罪笞五十より[illegible]
吏[illegible]古能[illegible]提調官[illegible]志[illegible]ハ[illegible]奴[illegible]ゆ[illegible]て
[illegible]者ハ無[illegible]より罪[illegible]同[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
通[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]枉法の贓[illegible]て流[illegible]
[illegible]方に[illegible]て罪[illegible]迄[illegible]
[illegible]人[illegible]ハ笞三十人[illegible]一等を加へて罪笞
罪[illegible]ハ罪[illegible]流[illegible]

條例

一夷狄ちくれ色古海濱より[illegible]の軍人民人等
夫[illegible]をいやりて[illegible]不[illegible]を近く[illegible]官の法[illegible]中國へ附
[illegible]夷狄の内より[illegible]
[illegible]洞[illegible]塞（柵を結て塞ぐ[illegible]）[illegible]夷狄の地也
色遠の御[illegible]
はた者[illegible]古能[illegible]里長軍人[illegible]は總旗小旗[illegible]
[illegible]函[illegible]
罪[illegible]
方[illegible]者夷の人と云[illegible]別[illegible]

點差獄卒

獄卒ハ牢屋の番人也（[illegible]）
[illegible]牢屋の番人相應の人[illegible]

なるまでとく疎漏しある人の内代るゝいく行よりて分し
為始たる行ゝ俗人を我の代よ者しめ勉さしむる事を
少年さし若相濟く者ゝ若四十

私役部民吏匠

我の支配下の民を部民と云吏匠ハ京の丁吏就匠
也右底の者代我ゝ内小使ゝ罪を海を

凡民を支配する布政司知府知州知縣ゝ官人我ゝ
支配下の民代公用をはじめ文ゝ皆工官作事の類
事の役ゝ有我下ゝ所ゝ人吏ゝ工匠濱人を
乘ゝにつゝ百里を京師ゝ又ハ各の
部の内ゝ住ゝ者ゝ日ゝ為ゝ留ゝ者ハ二人古の通
ゝたるもハ若四十ゝ人ゝ一等を加ゝ累杖八十ゝ止
役をやゝ代一日六十文ゝ為ゝ先ハ日数を
ゝ為用しつゝたるの上ゝ有ゝ者ゝ役せしハ

ゝ有る者ゝ行ふゝたゝ若又冠婚喪祭等ハ事ありて
つゝ行ゝたゝ百里の外ゝ行ゝて不苦ゝ
凶の事ゝ有ゝ水旱ゝ世ゝ事ゝ不苦ゝ
ゝ為ゝ不苦ゝ役ゝ
ゝ又一人代ゝ日ゝ
ハ上の私ゝ役ゝ罪ゝ役ゝ

別籍異財

籍ハ人別帳ゝ財ハ家財ゝ家ゝ別ゝ立人ゝ性を
別ゝ家財ゝ為ゝ

祖父母父母存生ゝ間ゝ子ゝ者孫ゝ
別ゝ立ゝ家ゝ立人別帳代ゝ家財ゝ
家財ゝ相續ゝ者ハ杖一百若ハ祖父母父母存生ゝ
役ゝ消ゝ出ゝ事ゝ罪ゝ父母代ゝ命ゝ
父母ゝ祖父母
ゝ若父母死し喪の内
ゝ者ゝ兄弟ゝ
ゝ別ゝ家ゝ立人ゝ

拾別ち家財を七分に別て小なる者は杖八十に処す又父母
父母の遺言に依て嫡子に遺さるる者は九月の後に親族の
親方より其者の古の所へ渡へし

卑幼私擅用財

一家同居の卑幼は家の尊長の指図に
依て金銀米穀用財

一家に居て卑幼は尊長の指図に
長の命に背て擅に卑幼の数を幼とし一部の内の
事に勿論の事也若尊長の命に背て私に用いつる若
財を費消に用いつる者は杖百日に処す

分別財産

十貫に百日に一等に加へ罪杖一百に至る同居の
尊長若家財を分て別居せしめ偏頗なる
やうにせしに依て伝伯伯父叔父の教令
同罪に処す

養孤老

幼少にして父なき老て子なき者生理なき者の為に
官人牧め養育する事なり
凡鰥老て妻の寡老て夫なき者孤幼少にして父なき者獨老て子の又は兄弟
疾ある者病家貧困なる者又は生理なきの片輪者外に養育する親族なし
く今日より当年に入る者は十歳に成る者は千石の皮人
牧めさせて養育院に入る養育する命令に依て
なる孤者は杖六十養育院に牧め入る衣服食物を給へ
さるべきの内に病人あるさる者を監守自盗の
体なきに依て罪を行へし

たるに一等に加へ杖一百に至る也

田宅

田ハ田代なり宅ハ家屋敷なり田と云へるハ山林湖池の新しき宅と云へる車舟碾磨乃類なり

歎隠田糧

歎ハ問なりて実を隠ハかくして年貢を納めつるなり

田代とは年貢なり田代の云ひ伝ハ公儀へ届不申田地ハ公儀へ年貢を納ることなしてかくしてかくしてかく

貢成出し候を勉め書付を以て差出すべき筈なり
田地とは耕作なき荒蕪無主の者は二畝
十畝と答ふ二十十畝とした一名代加人の枝八十歩此
ものは田地八反歩以上所持の人数多くお
方よりも所持したる田地おさ若しを官人中に共
田地過多荒田の田を他の者に対し成人をひらき耕
作せしむ

條例

一 親王家の買受ある田地をもし定めは百年貢
を納さしめ為の用命に従ひ親王家の威勢を張
きたのに後を勘めて年貢をおさめ新に後人
命令なり事を以て田地の事を申出する人に
いく罪を行ふ人に申渡の年貢勘し

ほの後代は親王家の用に加へく指図の
若後人親王家へ申出ひ田地の面をもひ
吟味せしむは巡検巡検の官をして
罪を行ふ命

検踏災傷田糧

検踏は田地の災傷を検見
のことなり災傷は天災
検見なり田地を

我り支配下の所に大旱出れば又は
大雨洪水の害ありて又は蝗蝻稲をくらふ
災あり不作なる田地は一切天
し過ぎたに早速に検見を遣し吟味を人に
なく検見をして

しく甘辛しく味さすべきなり故に検見と不遣
ずして盗者いつもてし杖八十初め捕えて訴し者と
二度めに捕らんより自ず共場所より引
張て又手傷ふる事なしと心を用ひ志入して体
小比味すべきなり故に名主組頭の明れより方小
ゆるせるなり後くを問ふるに田地荒
行く不作なりといひ荒なる田地なり出来
ひこの分量負担減或い減しく里長甲首
と一味して偽を瞞し民を害する者を有司官吏及
検見の役人杖一百職務を奪ひ免ず再び用ひざる者の
過ちを不問に付さるは世間きく多くおさめ免を
ず杖を加へ事わるはきを無用して杖一百
の罪を与へ者を賦罪より後く刑より以て里長甲首

も同罪の科に当て銭財をうけて右の通りに
もてなせしかるべき物の多く募用して
て童き方に従く論ずべし
其検見の役人及び里長甲首は類を同うする味して
面性ふたりさもしく不法成ものを面性
等はたるものをく有りにくく熟を不熟と荒
とを荒ものとすれば田を出すべき事わるは田を出すべき
小物とし罪を免ずべし十畝より二十畝より出すべきは答二十
二十畝に一等を加へ杖八十きわまり
若面性不法四ツ目田地を海とする者を災
傷と訴しきりに云傷を知るべし若二畝より大畝と
答四十大畝に一等を加へ罪杖一百ふるべきなり納る者
の年貢は定免なる通りを出さるべし

功臣田土

功臣のまろうどの田地の事

凡功臣部曲の公民より給ふ田地は、古来その分を授け賜ふ。田地わかるゝは功臣の管荘人の方より管荘人に田地の支配を争ひ年貢を定めの通を収め、等閑なる代官乃数を以て、田地の支配を争ひ年貢を定めの通を収め、後に中世に成りて年貢を定めの通を収め、支配を乱れ、若相違なく、一不中者は二部より三部より、或は一束を加へ、多罪杖一百徒三年より、元管荘の人、或罪より、其田は公儀へ、おさめられ、若里長、并司官吏検見しら事実なり、或は多くは、とゝ、けなりて、徐に、せらるゝ、其小罪、田地、とゝ、けなりて、ハ罪より中なり。

盗賣田宅

凡他人の田地部曲、或は、ゆゑなくして、或は田宅を、盗りて、又は、部の、悪党、田地を、人の、好田地を、奪ひ、又は、我の田地、とゝ、けなりて、第十又は、多数、とゝ、書せる、法文、如し、実は、金銀を、渡さずして、田地を、質とし、又は、買ひて、部の、物とし、やはり、田を、耕さ、ず、他人の、田地の、内へ、うるひ入て、田地の、部の、墻をすまし、其内、牧場、とし、人の、金銀、おし入て、我の、屋敷とし、其田一畝、部一間、竹、笞六十、田六畝、部二間、笞七十、一等、加へ、罪杖八十、徒二年、とする。

其外、公儀の物、とは、田宅、とは、二等、加へ、

若山場、抜木代、湖泊、水付、茶園、茶樹、植、蘆蕩、芦の、生の、金銀銅場、金銀銅の出る山、鉄冶、鉄を、鋳る所、古の、数入、所、利海の、多き場、とは、史、我の、西の、ごとく、人、自由、とさせ

ぬ者あらハ其所ニ住ル百姓の自らハ住ハ不ル者多ち
ハ[illegible]いつもと杖一百流ニ処ス罪ニ行ハ[illegible]
若海わりくいつもハ[illegible]ハ田地兼ニ他人の
田地をかくし己が代くに持来ル不ごハ[illegible]くとゝ
[illegible]ハ支住ニ[illegible]威勢の法さ人ニ献上ニ[illegible]ル若ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ杖一百徒三年ノ罪ニ行ハ
古の通ニ直て責又ハ官位ニ[illegible]威勢の法さ人ニ献上
[illegible]ハ田地ハ[illegible]ハ[illegible]ハ新田地の代又多年ニ田地
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
若功臣上ハ通ニ直ニ[illegible]ハ人
ノ田地[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

寺観の田代は寺観へ直し墳代は同姓の祝儀等
かへしいつもとも前の通りとの事なれ共
ある家を兼ね管荘人とも小吟味しの罪を行ひ他
山東河南北京よりきたりし新田代とも
たりし所は先代より百姓とも力沢山小前田代とも
穀物代稗等事なりしも少しもなく年貢とも出さ
ぬ者なり他の代官の人代の物のやうなりしも或
は外へ出し上物なる者は上の例を思し罪代
百姓の為なるべし

一 自分の勝手なる者の人く屯田兵代特て要害の地と
作せ新田と云ふ名を云ふ故なり
運漕と書して相成なる屯田と
やうにく家内より又穀と稼ぐ事なれしも田
来たる物なれ共罪を問ふ田代より
ある事はなりし其者の名をおさせ納めさせる
作りも納る事なれ共官の許なく勝手に
遣しの帯俸差操せし德旗小旗軍人おなりし人
士人衛所より遣しく軍元し民と口外へ
なりし若屯田代耕す者成る耕す人屯田を典物に
又ら人より貸りく成者ある十畝以上なれ共
ある成者も年貢納めさる者人道に
罪と百姓より為なる年貢納めさる
穀物なし上納しなかりしを
て他へ出なる成者へも新たに負ふ我ら
物なしの事なれ共他人の田宅を侵し而て部ら
他へ入て他の俸より偏し田一畝宅一間以下答六十
畝以一等人律杖
衛より為して軍と出なる
官屯田の事と支
配する法令

為入味方様事を申さるゝ小ゟ向ふ〻古の通り其事
なしけゝを羅を計明して奏聞し羅小物人角〻
一西山と北京の西山也一説の北京より同近き所ハ京畿
より諸國の差列なる官行なる威勢ハ人を
不ゝれわゝ塞城辰ゝ向ひて炭と焼出し又ゝ山
をゝ石をゝ石をゝ又廠を立て廠ゝ小石炭を
焼数万事を出し羅を百姓を苦めゝ色々の御下役
して軍ゝ充ゝ事小かゝとゝ支人ハつゝ通ゝ
此味して奏聞し拵へゝ羅仕明出人し
一大同山西宣布延海寧遼東薊州紫荊密雲
等ハ色々仕守護ゝ分守守備備禦等ハ軍官小
兵ゝ知府知州知縣の役人我ゝ支配下の軍官小
旗總旗軍人の新多し民百姓を禁制して西山へ
入て法度の材木仕砍出し黄土ハ山ゝ
相有ゝ者ゝ山ハ南方の玉極色仕烟瘴の化をし
て軍に充角ゝ若古仕ゝ此役の若角身ゝ大乃通
ゝの事仕把さハ文官ハ官職をゝ民ゝ
し武官ゝ仕ゝ差撰ゝ大一方を統ゝ
大將軍兵ゝ下小附ゝ副將參將の新乃ゝ
大の通ゝ乃事仕把ゝ事有底ゝ上思古を何
角ゝ北の材木をゝ出仕道ゝ国不川色仕守
護ゝ役人吟味ゝ通を角仕不ゝ通
ゝ乃ゝ仕ゝ通と者ゝ本味して羅
小物ゝ

任所置買田地

官ゝ所ゝ置買て田宅仕不ゝ任所ゝ
ゝ田宅仕買て不角ゝ事ゝ

凡布政司知府知州知縣等其下小官人吏人等ハ見在任ニシテ所管支配下の所ノ田地家屋等ハ買ヒ持ヒ居ル者ハ其相当ニシテ賞罰ヲ行フ者ハ十貫以上ヲ罰シ田宅ハ官ニ入ル事

典ノ買田ノ宅ノ

典ハ質物ノ如ク家屋也買ハ永代買ヒ取ル人の田地家屋ニシテ或ハ質ノ如ク或ハ典ノ如ク期ヲ定メ年限ヲ定メ其間ハ元ノ主ニ返シ元ノ主ハ其間ハ年貢ヲ納ル事

典ハ田地家屋ニシテ質ノ如ク又ハ賣ノ如ク相対シテ法ノ如ク証文ヲ取ル事

価ハ有ケサラ若ハ五十貫ノ田地家屋ニ価銭ハ乃至百貫ノ価ヲ取ル者ハ其人ハ罰也若又ハ銭ノ遣ヒ方

しかれハ年貢ヲ納ル者ハ元ノ主の所ニ返ス事

ハ年貢ヲ納ル者ハ元ノ主の所ニ返ス事

大畝ハ一畝代如ク罪杖一百ノ者ハ田ヲ没官ス田地家屋ハ元ノ主の所ニ返ス事

畝ハ一畝ニ付キ四十

若シ典ノ家屋ハ元ノ主の所ニ返ス事

若シ典ノ家屋ハ元ノ主の所ニ返ス事

又典ノ家者ハ如ヤ有ル者ハ代ヲ請リテ竊盗ノ罪

代ヲ請リテ竊盗ノ罪

ハ代ヲ請リテ竊盗ノ罪

ハ代ヲ請リテ竊盗ノ罪

有ル代物ハ其者ハ其ノ物ヲ出サル事

後ノ典ノ家ハ又買ヒ取ル者ハ田宅ハ家典

ノ家ハ典ノ家ハ田宅ハ家典

ノ家ハ典ノ家ハ田宅ハ家典

ノ家ハ典ノ家

[illegible]人かやうの根を切[illegible]人と買ふ[illegible]
罪に行はれけるその價[illegible]
[illegible]方より[illegible]
もし罪に行はるる[illegible]
[illegible]田地[illegible]
[illegible]
[illegible]物[illegible]の年月[illegible]
[illegible]
[illegible]者[illegible]四十[illegible]年月
の利[illegible]
[illegible]質[illegible]
[illegible]
[illegible]者[illegible]

條例

一[illegible]年[illegible]
[illegible]財田地[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

盗耕種官民田

人のさくやうの田地又は
百姓の田地を耕作すること

他人の田地を[illegible]
[illegible]年[illegible]
[illegible]

ある田地なるとは一畝代減ぜられ古の通りの畝とする者は古一畝代の田地なるとは二畝を如ぶる田地なり而して公役の田地なるとは公役の地なるとは百姓の地なるとは百姓の方へかへるなり

條例

一 成化十年七月十一日彦ゝ州より奏して憲宗皇帝の聖旨に陝西榆林衛に屯田を設けさせ營堡(トリテカキヒロテ)を築き付て馬の草牧場は界限を分ち設置し其牧場とおり耕作し又は夷狄境の外へ出て若し密に窺ひ盜ひ盜の者は傳に屯田なるべきの旨仰せ出され軍職は甘肅の衛分より差操せしむ

軍人民人ともに耕作し出て盜ひする者は榆林衛より發して軍は充邊塞の墻壕の外へ出て若し盜ひする者は甘肅の衛分より捕へ申すべきなり也

荒蕪田地

田地のふく損して荒となる大損したる代蕪となる水旱のため年貢を荒蕪するは沙地なるを田地も深代蕪なるは沙地なるなり

凡里長の支配する内に水帳にも編入て年貢代出し役をあるは田地と水旱ともに荒となる

一 この度又いとけなく柔麻の数を極させ入れ有り

凡そ里長の支配下ゆくは手代を十よりも門一人なるは答二十一分なるに一畝代

如くに七分よりも少しハ杖八十歩より多くても罪杖八十より少き一縣の内を統べしめ（は一縣の内を十より少きく長官代首を）他貳官を從ふ一分減たるより里長より二等減ずるに罪杖六十より止ず他貳官を從ふ一分減たるに一等減ずハ答一十長官の罪より一等減ずハ答二十一分減ずハ答一十分減ずるハ答一十一分に一等を加へ答六十より止ず他貳官を從ふ

凡官人の部内に人の田地を侵し奪ハ田一畝ハ笞十より一分に一等を加へ笞二十一分に一等を加へ笞三十より止ず

凡官人の部内に人の田地を侵し奪ハ田一畝ハ

類を損ずる者は其の主人の所領より入国の他人やとし代
かをとりたる者は三年より徒罪に処し五倍の罰金を
二歩銀加へ出すべきものとする人
小物の通用を略し之を禁ずる罪は科せられる

檀食田園瓜果

人の田園より瓜果を食べる

凡人の田園より瓜果を盗み取る者は杖刑に処し檀
食する者は代を償はしめ一貫文毎十貫一歩を加へ
科し一貫文毎二十毎十貫一歩を加へ
て罪杖一百徒三年に止める若自分で食べ
棄てたるは罪なし

若し他の人の瓜果を盗む者は杖刑に処し
若し他の瓜果を盗み食べ檀を持ち又は食
ふ者は二歩を加へる
方法を通じて守る役人に入る者は
方法を通じて又は通じて詐偽をせざる者は無

小罪は科せず若し自分で持去る者は盗
主自盗の律に依る罪は科せず

私借官車船

私借官車船

他人の車船を私に借りて
又は人に借して賃を得る罪を論ず

凡官吏の下知する者を官吏と主守
人民から雇ひ入れる者を官吏と主守
官吏の車船を盗む者は杖刑に処し
借用し又は夫役人に又借する者は杖刑
を減じ一日雇賃銭六十文を定めを減じて最
沿岸の銭を者の法に準ずる
雇賃銭の方法は十分の一を賦課の方に倍する
罪に科する人は受賦律に二十貫答五十四十貫杖六十罪杖一百徒三
年とする代償に沿岸は
杖六十杖を減じ沿岸は
雇賃銭二十貫より上を減じ

婚姻

男要ト女嫁ト互ニ事ニ付キ互ニ体ヲ

男女婚禮

男女婚禮の事に付き法を設し私法なりと雖も法律に準ずべし

凡男女婚禮を成さんとするには相互に最初の事なれば

合せて有體に書式法式に拘はらず

男の方より女の方に対し残疾なると残疾なく

なりとい喜悲の子又は親類の子を呼取り養子に

又は他人の子を養子に致し

入籍申出し合議して

むるは其小媒妁人をたのみて法式通人を以て一通の証

文を書立て婚書と云

聘を入れ結納女の方より嫁すべき事を約し若し

通に相違小法合し婚書を交換し思案を婚禮を取結ぶ

事成後悔する者は答め十若し婚書なきに結納を

受けたる者は前約に従ひ其方を改め

多分通に婚礼させる也

右の通に取組の後に事を悔て分の人はうつり

たるは其婚礼を深く杖七十婚礼を深く杖八十

海に放ちて流罪方人と約束の内にて

要をなし同罪に行ひ

ら女家より出させ亡後

を事とし事を深く不行

者は家を出せる也

聘礼の品を記しる結納の品

若し変る者

世は其方約束

の支度の事を申さるべし

[illegible]は結納の物贈れ[illegible]約束せし夫[illegible]
[illegible]世八後の夫の方に造[illegible]男の方より変改[illegible]
古因[illegible]よりたく変改[illegible]ある[illegible]は若し十歳以下の世代
要[illegible]し[illegible]杖八十婚礼[illegible]杖七十歳[illegible]約束し
[illegible]新世を要[illegible]し[illegible]後の度[illegible]世の方[illegible]
結納[illegible]物[illegible]
世を要[illegible]は前方の世[illegible]
[illegible]世[illegible]
[illegible]古の答杖[illegible]婚礼の事[illegible]
[illegible]
若右[illegible]通[illegible]約束し婚礼相済[illegible]
[illegible]又八[illegible]
[illegible]約束して変改
[illegible]

若婚礼[illegible]
者[illegible]
[illegible]
[illegible]杖八十歳[illegible]
[illegible]男の方[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]年[illegible]ても[illegible]約束[illegible]
[illegible]約束の時[illegible]男の方[illegible]
[illegible]年[illegible]世家[illegible]
[illegible]遣さ[illegible]若し男女
[illegible]

若人の子孫弟姪乃類或ハ仕官し又買賣[illegible]
[illegible]留守の間[illegible]若の祖
父母父母乃伯叔兄姉[illegible]婚姻[illegible]
[illegible]約束[illegible]子孫弟姪[illegible]自らよ[illegible]
[illegible]婚[illegible]留[illegible]内[illegible]
[illegible]若約束[illegible]
[illegible]
[illegible]

孫弟姪我[illegible]方よ[illegible]して当長の定め
[illegible]者ハ杖八十

典雇妻女

典ハ質よ[illegible]雇ハ賃銀[illegible]人[illegible]使[illegible]
[illegible]女房[illegible]賃[illegible]人の妻妾[illegible]遣
[illegible]

凡我[illegible]妻妾代賃銀[illegible]典物[illegible]遣し又ハ[illegible]
[illegible]人の妻妾[illegible]者ハ杖八十我[illegible]代古の[illegible]
[illegible]杖六十妻女[illegible]罪[illegible]不行妾[illegible]又同行也
我[illegible]妻妾代姉妹[illegible]人の方[illegible]入さ
[illegible]若ハ杖一百妻妾[illegible]杖八十の罪[illegible]
若妻妾等に女[illegible]代[illegible]或ハ質[illegible]又妻
[illegible]者ハ同罪[illegible]也[illegible]別[illegible]
[illegible]

汚名の出しある金銀は先の名ゆえ[illegible]
[illegible]者に給[illegible]

條例

一 [illegible]の妻妾[illegible]姉妹[illegible]又は[illegible]
[illegible]
又は喪[illegible]姉妹[illegible]の類[illegible]者金銀[illegible]人[illegible]
[illegible]妾[illegible]又[illegible]使[illegible]
[illegible]金銀[illegible]
[illegible]
[illegible]又は先の者古の[illegible]
[illegible]
[illegible]人の財[illegible]
[illegible]者軍衛に附[illegible]

[illegible]属[illegible]民[illegible]妹[illegible]
[illegible]人[illegible]罪[illegible]若婦人[illegible]古の通
[illegible]の半[illegible]其婦人の夫又[illegible]罪[illegible]
[illegible]又は夫[illegible]
[illegible]婦人[illegible]罪[illegible]
[illegible]

妻妾失序

妻は[illegible]妾は卑[illegible]
妾は妾[illegible]妾[illegible]

[illegible]妻[illegible]妾[illegible]杖一百[illegible]
妾[illegible]者[illegible]杖九十[illegible]妻は妾妾[illegible]妾
[illegible]

若妻[illegible]者[illegible]杖九十後の妾[illegible]
別[illegible]若庶民[illegible]十[illegible]

れ〻事ありて四十日を過したる上は妻よりとゞけの上
喪に服せ若し答四十

逐壻嫁女

他家へ呼入れ夫婦となりて後外の者と姦通する罪を逐出して

凡女子の夫に壻となりて妻を外に姦をなす又は壻なりし入る者は杖一百
妻は罪なし（夫より逐出したる後夫よりなりたる壻を逐出すべきなり）

若し妻に不行ありて妻を逐出す小出し夫婦となりて居る事をゆるす

居喪嫁娶

喪の内に居て聘をとり妻を娶る事

女は夫の家へ入し男は妻を娶る事

凡父母の喪又は夫の喪の内に居て自分女子人

小物し男は妻に娶る者は杖一百若男子喪の内に
妻を呼入れ夫死し喪の内に居て妻又は父母に喪
の内に居て妻を娶る人は物して喪と称して
為命婦とし夫官位の如くに二等に減じ
対し二品の妻は命婦と為して対師
の妻は恭人とする数なり夫亡し
方に行事はなりがたく為相濟く者は罪又上と同し
凡喪の対せしめる時結婚の事をこうかへ
たくらの上の数つまりと離別をなす若右の通とせ
喪に行なる又は命婦なる事なくして婚姻を
なす者は人事に減じ
若祖父母父母姑兄姉の喪に居て
八十歳は罪なし不中也
若我が身に父母舅姑夫なしの喪に居て我が世

[illegible]の婚姻の事は[illegible]に[illegible]
者は杖八十、妻の[illegible]者の事は[illegible]
[illegible]

其外夫相果て三年の喪を終るまでは[illegible]
[illegible]嫁を[illegible]
[illegible]者は母の祖父母父母を[illegible]
[illegible]の人[illegible]の志[illegible]
[illegible]相[illegible]嫁せし[illegible]
一朝十二月祖の服[illegible]
[illegible]者は二年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

父母因禁嫁娶

父母罪に[illegible]
[illegible]

祖父母父母死罪[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

同姓為婚

同姓は婚姻する事[illegible]
[illegible]

元同姓婚礼をなした者は[illegible]
罪[illegible]して部別[illegible]
[illegible]

尊卑為婚

異姓の親族[illegible]
親族新[illegible]卑[illegible]

元外姻の門[illegible]
[illegible]

忌の外死亡の親類より当長し早幼と婚礼する事法
なし又同母異父姉妹 女子 我母の外より生
事なりとも父死して父の妻となる事なし同母異父の姉妹
父死して後母外へ嫁して父の妻となる事なし
夫之女 我の妻方の外へ嫁して世をはなれたる
事なりとも我の妻と称する者の女也 古は賴朝の者共
妻 妻と云ふ者は親属相婚の律なり
父母之姑姉妹 我の父母の姑なる女子なりとも父母のたしなし
父母之舅姉妹 我の父母の舅なる女子なりとも父
母のあるふ母方の舅なる女子なりとも父
母之両姨姉妹 父母の姨なる女子なりとも父
母方の姨なる女子なりとも父母の姨
姨 父母の姨 我の母の姨 迴姨 母也 堂姨 父母の堂
従迴姨 我の母の迴姨なる女子 母之姑 母の姑
母方の迴姑なる女子 母之堂姑 母の
母之姨 母の母方の堂姨なる女子 已之
再従姨 母の母方の再従姨なる女子 已之堂姨
母の母方の再従姨なる女子 已之堂外甥女 我の母方の
姨なる女子 已之子孫の姉妹 夫の姉妹 已之子孫の

婦之姉妹 我子婦 孫婦 の姉妹 又は 右類当卑幼
ならば婚礼なしとも事なり 婚礼なしとも事なり
の者は杖一百
若部の姑姉妹 父の姉妹なる女子 舅姉妹 母の
母の姉妹 母方の舅なる女子 右之ごとく
我の母の姨なる女子 右之ごとく
の者は杖八十
右いずれも離別せざるべし
條例
一男女婚姻する時節当卑幼なる者
別の不法なるべし 然れども事重く又は律ふよ
まるは離別すべき人なれども
法を通ずる親属の分なれば
然れども再婚礼なし 羅よ

少[illegible]しかるべき者を罪に行なわれ、事をゆるされたる
和しある罪のもの[illegible]しかるべきものなり法の通り
小すべしは重き[illegible]大底はこの上なくも婚姻[illegible]
者しかるべきなりとおもわれ[illegible]事にては婚姻の御門
なく[illegible]ふるまい[illegible]加へ[illegible]年と[illegible]
少[illegible]敷事[illegible]

一 凡親類の者の妻[illegible]男女共に[illegible]
のもの夫死し[illegible]後[illegible]
[illegible]者[illegible]
婚礼[illegible]

要親属妻妾

親類の妻妾と要[illegible]
妻[illegible]する罪[illegible]

凡同宗無服の親、高祖父母[illegible]親類
乃妻と要[illegible]者[illegible]要[illegible]
杖一百若緦麻親の妻[illegible]三月の[illegible]親類乃妻要[illegible]
嘱[illegible]の妻[illegible]要[illegible]
又男女共杖六十徒一年小功以上の親類乃妻[illegible]要[illegible]
者[illegible]小功以上六月の[illegible]
九月の[illegible]
乃[illegible]小[illegible]杖一百徒三年[illegible]
[illegible]

[illegible]の親類[illegible]夫の[illegible]
[illegible]
[illegible]杖八十の罪[illegible]
[illegible]
若父祖の妻[illegible]

父の妻を牧めて我が妻妾あるとき者を男女いつもし
斬罪に行なわれたる者又夫死して後に
して再嫁して牧めて部の妻にして兄弟死
牧めて妻とせば者は男女いつれとも後罪に行なわれ
妻なりといえども二等減じたれば同宗五服の親の妻
八十徳麻の親は妻を妻とし男の婦の妻を妻とし杖
百杖九十小功以上の親の妻を妻とし男の婦の妻を妻とし杖
改め嫁しなる妻は妻とし杖六十
伯叔兄弟の妻を牧るは各杖一百徒三年
若同宗徳麻三月の親族（イトコ又ハミイトコ）姑（イトコ又ハミイトコメ）姑再従姪
女堂姪孫女の親より
兄弟姉妹を妻とする者は男女共に
姑姪姉妹なるは斬罪に行なわれ
年姪姉妹なるは斬罪に行なわれ
右は男女共に後罪に行なわれ
部内に居住する者

要部民婦女為妻妾
（我が支配下の領内の百姓と部民となれし者の妻女を妻妾とする事）

凡府州縣の官人民を治める官人の妻
任じこの所の国に我領内の民の妻妾女の妻
或は妻とする民の者を杖八十若監臨官
の国を穿鑿より妻を又は妻を
かの事に有て妻を臨む妻を
為事人の
罪人の親族
又は妻
かばい人をかくし
監臨
妻妾又は妻
を者を杖一百女部同罪に行なわれ妻妾とする
して女を親里へ遣し
命じ
財禮は
亡儀（死亡）
若右二項の人
威嚇
妻とし
二等を加え
女部
不
財禮
を
を作女部へ遣
孫
姪
又は
人の
妻とする者
妻妾
者
深同

男女ら罪ふ不中也

要逃走婦女

人の妻女に逃走
多く他国に行くを

罪科に処しめ近頃婦女或妻とする
者ら若夫に対し不礼罪ら
ら逃走る婦女と同罪ふ行なるを
ある罪ら死罪ふ一等を減じ流
ちゝさしこと罪ふ不行共者ふ夫に対し大敬
ふ無く罪科ふ処さしめあらん后ちと八離別ちふ不
及罪ふ不中也

強占良家妻女

盛婚ふ行ひ我ら物ちを強占ちと良家ハちらめ
ふ礼ふ妻女を我ら物ちする事ふ行ひ
礼豪強ふ盛婚ふ行ひ者良家に女房女ふ成成

婚ちを行ひ奪ひ取て礼に頂しめ我ら妻妾とする者ら
強ちと婦女ハ礼ふ新ふ渡して遣ちも若又子孫ふ姪
共ふ新人ふ対して妻妾ちなると若と同罪ふ也
也子孫共姪新人共ふ対ふ妻ちなると
ふ不中也だし婦女ハ離別して新ふ人ふ可ちり

條例

一礼良人の妻女ふ対しかりて金銀ちを
ふの人ふ妻渡しふ妻妾ちなし又ハ親王家并功臣
外戚ら家ふ対して盛婚法ふ人ふ対する人の家ふ
投献ちる者ハ投献ハ献上ふ法ふ律の法占良家妻女ら婚ふ
ちり行ふ礼夫ちと妻女ちして思ふ
さけふ可し

要樂人為妻妾

雑人ハ教法同ジ所ニ住スル雑奴ナリ、出テ職ニ就キ者ヲ雑人ト云フ、雑楽ス[illegible]白拍子[illegible]

元文武官吏若雑人ハ妻ヲ[illegible]妻妾トモ云フ罪ヲ以テ

六十等ニ減別セシムベシ若シ官人ノ子孫ニシテ妻妾ト者ニ杖

又同罪ニ処ス、ハ[illegible]右ノ通ニ罪ヲ科シテ後ニ遣ス

帳面ニ留メテ其ノ者ノ後親ノ[illegible]代襲ス[illegible]

在外官職ノ[illegible]一等減ス[illegible]

[illegible]ヲ所ニ[illegible]勧メ[illegible]

以ヲ[illegible]若セ[illegible]洪武元年ヨリ

僧道娶妻

出家道士ニ其教法ヲ[illegible]相背テ妻ヲ持ツ者ノ罪ヲ云フ

凡僧家道士ニシテ妻ヲ娶ル者ハ杖八十還俗セ

シメ遣シタル女ノ家ヲモ同罪ニ処ス、[illegible]離別セシメ

[illegible]職ノ者モ[illegible]

同罪ニ[illegible]

に不行若僧道自ら妻を[illegible]

[illegible]我ノ親族ノ方ニ遣ルトシテ又ハ他人ノ妻ヨリ[illegible]

[illegible]ニ[illegible]ル者ハ杖一百[illegible]二等減ス

其時女若相和セシハ和奸ノ罪二等ヲ加ヘ杖一百世人称ハ[illegible]

[illegible]ニ犯セル者ハ法ヲ[illegible]後罪ニ[illegible]

良賤為婚姻

良ハ良人ヲ[illegible]月ノ[illegible]賤ハ[illegible]者奴婢ヲ[illegible]良賤

[illegible]

家長我奴ノ[illegible]良人ヲ[illegible]妻ト[illegible]

杖八十遣シタル女ノ家ハ二等減ス[illegible]奴ヲ[illegible]

[illegible]奴自ラ[illegible]良人ヲ娶テ妻ト[illegible]

[illegible]同罪ニ[illegible]家長ヲ[illegible]

[illegible]奴ノ妻ヲ[illegible]良人ヲ減シテ罪ヲ

[illegible]者ヲ杖一百若奴婢ハ良人ヲ[illegible]良人

よりてなり夫婦となる者は杖九十をつもて離別させし
良人は良人奴婢は奴婢と改めこれなり

蒙古色目人婚姻

蒙古は韃靼の事なり色目人は國なり二種の人の中國に来り居る者なり婚姻の事を云ふ

凡蒙古色目人は中國の人と婚姻をなしたる共相娶ひしを中國の
國人相娶に婚姻をなすに成りしを共相娶ひしを中國の
人は婚礼をなす杖八十男女ともに配へしなり
婚礼なしの家に遣して奴婢となる也中國夷
狄の人は貌を立て中國の人に同しかるに共中國
の人婚礼をなさしめたる時は法度事よりて決其
所なを彰し相嫁娶をなす事成りなり

出妻

我が妻を云なり去也妻を七出と云なり淫乱なる者は出す二也男姑に不孝なる者は出す三也多言なる者は出す

四也竊盜をする者は出す五也妬なる者は出す六也惡しき病なる者は出す七也この不去なる男姑の三年に喪服なる者を取り家貧く後富貴ふなりたる時は去ざる
親族なる者は出す右れこの色の事なるべしこれなり

凡妻を出す事は去る色の妻に対して又は義絶の分なるなり
去る者義絶は夫を去り底付なる者は夫婦の義なるを夫の方より出す云
者なり杖八十なり七つの罪なり
去る者は出さるる者なり
義絶は書付なるべしこれなり又は
若夫婦の間義絶して法にて離別なる若
乃至の者を離別せざる者は杖八十なり夫
婦中惡敵相生小疎しなる方より離別を願ふ
者は罪に不行也義絶は或は夫を去て底付なるを云なり杖
一百の罪なり中し離別なる者又は夫に
底付に為なる者は夫の上離別なる者
又は人なるべしこれなり先にて書なるべし
若妻夫にそむいて近て申す者は杖一百なり妻は夫の

家へ返し、外へ嫁し、他へ嫁せしとき、又八金銀取て妻婢を
とも、夫の伝聞にもる也、為近く以後、外に者の所へ
嫁しあるいは子女を従罪小罪にも為夫近にてる以後
三年を立ざるを、不許、書者又近うせしめしを
杖八十、五貫、(も許さず心まかせる)外へ嫁する者も又杖
一百、妻は右の如く、二等を減ず
若輝家長にして、近きある者を杖八十、奴の近きも同罪、近く
乃ち外へ嫁する者、杖一百、家長は方へ、かしいう
しかるべきなり
富主、逃走ある者、乃ち近くにて、を立ては、要をある者を
なく人と同罪、もるも也、なく人死罪なれば二等を
減じ、若しくは、(右)要をうけて罪に
若右の妻妾、祖父母父母伯叔父母兄姉外祖父母等

ゆゑ小なりとも世話をし、既に八たるもあるべき
者のゆゑ、あるべき者を罪に行、夫に有まじき妻を嫁
あれども、ゆゑにあるべき人杖一百流二千里、妻は嫁し
たるもの、杖一百徒三年、妻妾は前に嫁したる者乃ち逃
亡の罪に同じ、妻は杖一百、妾は杖八十、夫逃亡し
あるを、知て近くにある世話、既に嫁しあるゆゑになるべき
人杖一百、妾たるもの、杖八十、妻妾は逃
走の罪に同じ、妻は杖八十、妾は杖六十、世話する也
右乃外、かく誤遠にて親類となる
あれども、其事親類にて親類首となる、男女
徒に一等を減ず、男女を扶養は男女首にて
世話しあれば親類徒となる、一等減じて罪に行、
若し人死罪すべき罪なるは、世話をし

四人一等を減じて罪を減ずべきなり

媒娶違律主婚媒人罪

（男女婚姻法にたがひ主ふたりして婚礼をさせたる人又は媒人罪のこと）

凡女嫁し男娶る家ふ定まりある律わり更にたがひある時

為さる者祖父母父母伯叔父母姑兄姉又ハ分祖父母の志

なきふりをもして共ニ婚礼をなさしむ右の親族

我罪より中ハ嫁娶りしなら男女ハ罪ふ科ハ女の親族

ハ罪ふ準ずる親族主にたりて婚礼をさせる時

小妻にしたがひある親族の志をさまたゲ事おこれハ親族を

首として嫁娶したる男女ハ徒三年男女ハ

起したる男女ハ首として男女に科したる親族を徒三年

男女為死罪なる相犯ハ主婚の人を一等減

じ死罪ハ徒三年

若法ふ背れある嫁娶ハ共ふ罪ふ科ハ

主婚の親族戚属ハ親族ハ

せ人ふ科ハ若年二十家ふ下ハ男ハ又ハ

嫁せる女ハ

とハ男女ハ罪ふ科ハ

若右ハ過ちの事嫁娶ハ

ふ科ある罪ハ又等減ず

若媒人ハ法ふ背く知て

罪一等を減じて罪ふ科ハ

俗ふ背れある嫁娶ハ

ハ

なるの罪ハ

正〻離別せしめ其女ハ家へ返也

結納ハの財物ハ妻ものある者使ふ事なく元と志ある使ふ事

なりとしたがの財物ハ[illegible]云ふ[illegible]其者ものかく

さたをもらひたるとしハ[illegible]

[illegible]

大明律例譯義卷之四終